

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

栃木国民年金 事案 746

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 47 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 47 年 1 月まで
昭和 45 年 5 月ごろ役場で国民年金の加入手続をし、保険料も納めていた
ので、申立期間の納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は昭和 50 年 4 月に国民年金に加入したことが確認でき、申立期間は未加入期間とされているが、国民年金手帳記号番号払出簿を調査したところ、45 年 4 月に払い出された別の手帳記号番号(*)が判明したことから、申立人が申立期間当時、国民年金の加入手続を行っていたことは明らかである。

また、当該国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の手帳記号番号が取り消された形跡は見当たらない上、申立人が現在居住している町の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「過去に手帳記号番号(*)を取得しているが社保の確認でわからない」との記載があるものの、申立期間は未加入期間とされており、行政側の記録管理に不備があったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間を除き未納は無く、当時同居していたとする家族全員が、申立期間の国民年金保険料を納付していることも確認でき、申立人のみ納付していなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、平成6年6月から8年9月まで34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から8年10月1日まで
申立期間の標準報酬月額が、当時もらっていた給与と比べて随分低い額になっている。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社において、平成8年7月2日に、申立人及び事業主を含む3名の標準報酬月額の記録が、いずれも6年6月までさかのぼって引き下げられており、申立人については、同年6月から8年9月まで、34万円から9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が提出した申立期間の一部に係る給与明細書によると、当該遡^{そきゅう}及訂正前の標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

また、元事業主は、「標準報酬月額が訂正された経緯について、詳しい事情は承知していないが、当時、厚生年金保険料の滞納があったことは確かである。」と証言している。

さらに、A社に係る法人登記簿から、申立人が当該事業所の役員でなかったことが確認できる上、申立期間について雇用保険の加入記録を有していることなどから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間の標準報酬月額を、事業主が当初届け出た34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和60年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月1日から35年6月5日まで
② 昭和37年8月20日から同年9月1日まで
③ 昭和58年11月14日から同年12月1日まで
④ 昭和60年8月31日から同年9月1日まで
⑤ 昭和61年9月30日から同年10月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、複数の期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間①は、C社D支店に勤務していたのに厚生年金保険の加入記録が無い。また、申立期間②、③、④及び⑤については、いずれも厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が所持する給与明細書、同僚の証言及び事業主の回答により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 37 年 8 月分の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間④について、雇用保険の記録及び申立人が所持する給与明細書により、申立人がB社に継続して勤務し、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、昭和 60 年 8 月分の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主は他界しているため、これを確認することはできないが、事業主が資格喪失日を昭和 60 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 8 月の保険料について、納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る同年 8 月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①について、申立人は、C社D支店で勤務していた仕事の内容を具体的に述べているほか、申立人が記憶している上司の氏名が、当該事業所に係るオンライン記録に厚生年金保険被保険者としての記録があることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①当時、申立人と一緒に勤務していたと考えられる上司は、「申立人について記憶しているものの、当該事業所では、入社してすぐ正職員になることは無く、1年以上の委任契約を経た上でその委任契約期間の業

績が審査されて正職員になる仕組みで、正職員になってから健康保険や厚生年金保険に加入できた。申立人については健康保険や厚生年金保険に加入していない。」と証言している。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、他社に合併されており、申立期間①当時の状況を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 申立期間③について、申立人が所持する給与明細書から、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険記録におけるE社の離職日の翌日は昭和58年11月14日であり、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

また、申立人が所持する昭和58年11月分の給与明細書によると、出勤日数7日と記載されており、同月末まで勤務していたとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間③について国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に他界し、経理担当者の連絡先も不明のため、申立人の勤務実態についての証言を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和58年11月分の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できるものの、申立期間③は申立事業所に使用されていた者であったと確認できないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

5 申立期間⑤について、申立人は、F社の登記簿謄本により申立期間において代表取締役であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、F社は、昭和61年9月30日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

さらに、申立人の所持する給与明細書は、昭和61年3月から同年8月までの期間であり、申立期間に係る給与明細書は所持していない。

このほか、申立人が申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社B工場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和47年3月31日で、次に勤務したC社D支店の資格取得日が同年4月1日になっているが、A社B工場の資格喪失日は同年4月1日であるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人は申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和47年4月1日にA社B工場からC社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料の納付を確認する資料は残存しないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月1日から44年9月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を43年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年10月1日から44年9月1日まで
② 昭和44年10月1日から45年5月1日まで

昭和43年10月にA社に入社し、B社のC事業所に派遣されD業務を行い、44年9月まで継続して勤務していた。入社時から社会保険に加入するという条件で採用され、給与から保険料を控除されていたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の加入記録は、44年9月1日から同年10月1日までしか残っていないが、申立期間①についても、厚生年金保険に加入していたことを認めてもらいたい。

また、A社を退職後、間をおかずにE社に入社し、A社と同様の業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が昭和45年5月1日から同年6月30日までしか残っていないことに納得できないので、申立期間②についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社の社員寮で申立人と同室だったとする同僚は、「申立人は1年ぐらい継続して勤務していたと思う。」と証言しており、別の複数の同僚からも、申立人が申立期間について当該事業所に勤務していたとの証言が得られた上、当時の取締役は、「申立人のように1か月等短期間のみ厚生年金保険に加入させるなどの雇用形態は無く、従業員は全員厚生年金保険に加入させ、保険料も毎月給与から控除していた。」と証言しており、複数の同僚も、「同社に在籍していた期間は継続して給与から厚生年金保険

料が控除されていたと思う。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①について、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年9月のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が廃止され、事業主も既に他界しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間について、E社に継続して勤務していたことは推認できるものの、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所の厚生年金保険の適用年月日は、昭和45年5月1日であることが確認でき、申立人は当該事業所の適用と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得したものと認められる。

また、申立期間における保険料控除を確認できる給与明細等の資料は無く、当該事業所の新規適用前から勤務していたとする同僚は、「入社時には社会保険に加入していなかったため、社長に社会保険に入って下さいと要望してから社会保険に入った記憶がある。」と証言し、別の同僚は、「当該事業所に勤務中に国民健康保険に加入していた期間があり、そのときは給与から保険料を控除されていなかったと思う。」と証言しており、申立期間において保険料が控除されていたことを推認できる証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所は既に解散しており、事業主も他界していることから、当該期間における厚生年金保険の加入手続、保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月15日から同年4月1日まで

昭和38年3月11日から平成12年7月20日まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、本社からB営業所へ転勤した際、厚生年金保険期間に申立期間の空が生じている。この間も、継続して勤務していたので、厚生年金保険記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録、A社が保管する人事記録及び事業主の証言により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和45年4月1日に同社本社から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社B営業所は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっているところ、A社は、「各営業所の厚生年金保険関係の事務は、昭和45年3月までは本社で一括処理しており、同年4月から各営業所に当該事務を移管した。」と回答していることから、申立人に係る同社本社における資格喪失日を同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関

連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

栃木国民年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 60 年 3 月に会社を退職後、再就職活動をしながら、同年 4 月ごろ自ら市役所に出向いて国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を市役所の窓口で納めた。母親から、過去に未納期間が生じてしまった母親自身と同じ失敗をしないよう再三助言を受けていたため、年金の手続には気をつけていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、加入手続及び保険料納付に係る記憶は曖昧であることから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の欄には、「初めて被保険者となった日 平成 4 年 2 月 1 日」と記載されており、この時点で申立期間は時効により国民年金保険料が納付できない期間であるとともに、申立人は現在所持しているもの以外の年金手帳を所持していた記憶は無いとしていることなどから、別の手帳記号番号が払い出されていた可能性は考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 52 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 52 年 8 月まで

昭和 52 年 9 月ごろ、役場に所用で行った際に、特例納付制度により過去の国民年金保険料を一括して納付することができるという聞き、早速、夫に相談して、申立期間の保険料を一括して納付したので、当該期間の納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 9 月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を一括して納付したと主張しており、事実、申立人が所持している年金手帳、オンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人が同年 9 月から国民年金に任意加入したことは確認できるものの、任意加入においては、加入日の属する月より前の期間について、さかのぼって保険料を納付することができないことから、申立人が申立期間に係る保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「10 万円から 10 数万円を、金融機関ではなく役場の窓口で納付した。」と主張しているが、仮に申立期間より後の第 3 回特例納付実施期間（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）に申立期間の保険料を納付した場合は、21 万 2,000 円となることから、申立人が納付したとする金額とは相違する上、制度上、市町村の窓口で特例納付保険料を納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1078

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 1 日から 45 年 10 月 20 日まで
申立期間当時、A社に勤務していたが、年金の記録では厚生年金保険の加入期間となっていない。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、この期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元役員、複数の元同僚及び申立人の妻の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社の支配人であった者は、「申立人の仕事はB業務であったが、B業務は出入りが激しかったので、入社してすぐには社会保険に加入させないことが多かった。」と証言している上、当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

また、A社は既に解散し、申立期間当時の事業主も他界していることから、賃金台帳等の資料は得られず、当時の事情を聴取することもできない。

さらに、当該事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番は無い。

なお、申立人は厚生年金保険料が控除された給与明細書を見た記憶があると主張しているが、これを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1079 (事案 464 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月11日から33年12月1日まで
申立期間について、脱退手当金を受給したこととなっているが、受け取った覚えが無いため、再度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年3月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、脱退手当金について、元同僚から「退職時に会社の担当者から関係書類をもらい、社会保険事務所(当時)に持って行った記憶がある、当時は同世代のほとんどの人がもらっていたと思う。」との証言が得られていること、支給決定当時は通算年金制度創設前であり、申立期間に係る事業所を退職後、61年まで厚生年金保険への加入歴が無く、受給することに不自然さはないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月5日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の結論に納得がいかないとしているところ、記録訂正につながる新たな資料の提出は無く、事業主及び複数の元同僚に再聴取したものの、申立人が受給していないことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立人が厚生年金保険を資格喪失した時期と近接する時期に資格喪失した女性9人について追加調査をしたところ、8人が脱退手当金を受給しており、このうち6人は資格喪失後1年以内に受給していることが確認でき

る。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 10 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで

昭和 17 年 10 月に A 社（現在は、B 社）で採用されたが、厚生年金保険の加入期間は 19 年 10 月 1 日からとなっている。採用時点での配属先は C 事業所であり、労働者年金保険法に定める被保険者としての要件を満たしていたはずなので、申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

なお、採用と同時に徴兵されたため、昭和 22 年 11 月に復職するまで実際には勤務していなかったが、それでも 19 年 10 月から厚生年金保険に加入しているのだから、勤務の事実が無いからといって加入していないことにはならないはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している社員手帳及び B 社が保管する人事記録等から、申立人が昭和 17 年 10 月 1 日付けで A 社に採用され、申立期間について同社の従業員であったことが確認できる。

しかしながら、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証、B 社が保管する「社会保険被保険者台帳」、及び A 社 C 事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿のいずれにおいても、申立人の資格取得日は昭和 19 年 6 月 1 日となっている。

また、B 社では、「徴兵による休職の期間、給料は支給されていたようですが、労働者年金の加入については不明です。」と回答している。

さらに、申立人と同じ昭和 19 年 6 月 1 日に資格取得している複数の同僚について、申立人は、「自分よりずっと年上であり、昭和 19 年に入社したのではなく、もっと前から勤務していたはずである。」としていることから、当時の A 社が、必ずしも労働者年金保険の被保険者としての要件を満たす者す

べてを加入させていたわけではない可能性も考えられる。

加えて、申立人と年齢の近い元同僚1人から聴取することができたが、当時の社会保険の取扱状況については分からないと回答している上、ほかに当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人より前に資格取得している同僚は、いずれも既に死去しているか、連絡先を把握することができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から平成 6 年 8 月 1 日まで
毎年昇給していたし、急激な給与の変化は無かったにもかかわらず、標準報酬月額が急激に下がっている月がある。適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、ねんきん定期便で確認できる標準報酬月額の推移について、急激に上下しているのは不当であると主張しているところ、A社が加盟している健康保険組合及び厚生年金基金における申立人の加入記録は、ともにオンライン記録と一致していることに加え、給与明細書等の資料が無いことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬額を確認することはできない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが特段大きく変動しているとは認められない上、当該記録は遡及して訂正された形跡も無く、不自然さは見受けられない。

さらに、当該事業所に照会を行ったところ、「当時の資料は無いが、B業務で働いていた方なので、残業の多寡により標準報酬月額が変更になる可能性は大きい。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月から 46 年 8 月 2 日まで
昭和 46 年 8 月 2 日に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになるが、43 年 11 月ごろに当該事業所に入社し、B 部で 2 年間働き、その後 C 部に配属された。勤務中は給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所において申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有する 37 人の元同僚に対し、入社から厚生年金保険に加入するまでの期間について調査したところ、入社直後に厚生年金保険に加入したとする同僚が 19 人いる一方、不明とする同僚 7 人を除けば、入社後 6 か月以内とする同僚が 9 人、入社後 16 か月後とする同僚が 1 人、入社後 2 年とする同僚が 1 人いることから、厚生年金保険の加入について、従業員ごとに異なる取扱いがなされていたと考えられる。

また、当該事業所は、平成 12 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は賃金台帳等の関連資料は既に廃棄しているとしている上、当時の経理担当者となる者に対する照会が高齢等により困難であった。

さらに、申立期間について当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1083 (事案 230 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月10日から同年11月16日まで

A社に勤務していた時に、事故を起こし、B業務ができなくなった。しかし、その間無職というわけにもいかず、以前に勤務していたC社に勤務させてもらった。当時事業所から健康保険証をもらった記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間において、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無いこと、申立期間に係るC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難いこと、同僚等からの証言が得られず、申立人の勤務実態を確認できる関連資料も見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、新たに複数の元同僚の氏名を挙げているが、その元同僚に聴取しても、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたこと及び厚生年金保険料の控除についての証言を得ることができなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。